

在留期限の延長に伴う有効期限の変更

在留期限がある外国人住民のマイナンバーカードの有効期限は在留期限と同じです。在留期限を延長し、新しい在留カードを取得した場合、マイナンバーカードの有効期限も延長できます。

※在留カードを更新しても、マイナンバーカードの有効期間は自動で変更されません。

※マイナンバーカードの有効期間は、最長でも発行日から 10 回目（カード発行時未成年の方は 5 回目）の誕生日までしか延長できません。

※マイナンバーカードの有効期間内に延長手続きを行わないと、マイナンバーカードは失効します。失効した場合、再発行には手数料がかかります。

※新しい在留カードを受け取った当日中は、マイナンバーカードの有効期間延長手続きができません。新しい在留カードを受け取った翌日以降に来てください。

●手続きができる場所

お住まいの区の区役所・総合支所

※マイナンバーカード特設センター（アエル 24F）では手続きできません。

●必要な持ち物

○本人による手続き

1. 在留カード（更新済のもの）
2. マイナンバーカード

※数字 4 ケタの暗証番号（住民基本台帳用）の入力が必要です。

○同一世帯の方による手続き

1. 本人のマイナンバーカード
2. 本人の在留カード（更新済のもの）
3. 代理人の本人確認書類（在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、パスポート等）

※本人のマイナンバーカードに設定されている数字 4 ケタの暗証番号を入力できる場合のみ手続きできます。

●在留期間更新許可申請中で新しい在留カードがまだ交付されていない場合

マイナンバーカードの有効期限までに、在留資格変更や在留期間更新の許可が下りない場合、マイナンバーカードの有効期間を特例で 2 か月間延長することができます。以下の在留期間変更許可申請中であることが分かるものをお持ちください。

・在留カード裏面の右下にある「在留期間更新等許可申請欄」に「在留資格更新許可申請中」のハンコが押印されているもの

・オンラインで在留期間変更許可申請をした時の完了メールを印刷したもの

※行政書士等による代理申請で発行された預かり証等では手続きできません。